



# 青森県報

第二千二百二十四号

平成十五年一月十七日(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	健康福祉課	一
右 同	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	三
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	三
生活保護法による施術者の指定	同	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	高年齢福祉課	四
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	同	四
保安林の指定予定	林政課	四
公 告	林政課	五
林業用種苗生産事業者の登録	林政課	五
土地改良区の定款変更の認可	農村整備課	五
県営土地改良事業計画変更の決定	同	五
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	農林水産部	五
土地改良区の役員の退任	農林水産部	六

### 教育委員会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

(職員福利課) … 六

### 公安委員会

型式の検定適合遊技機

(生活安全課) … 七

## 告

## 示

青森県告示第二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

有限会社よ しなが	株式会社一 真堂	川守田真	医療法人平 成会	医療法人八 戸厚生医院	医療法人共 立会	藤木健治	メデイック 株式会社	医療法人杏 林会	医療法人平 成会	板柳町	医療法人平 成会	齋藤誠一	尾上町	名 称	居宅介護事業者
八戸市大字田 木字下田面木三	八戸市大字売市 字観音下四の一	八戸市大字田 木字上田面木五 の三三	八戸市湊高台二 丁目四の六	八戸市吹上一丁 目一の一の三二	八戸市小中野八 丁目八の三三	八戸市小中野一 丁目四の四八	青森市堤町二丁 目一の三	八戸市小中野一 丁目四の二二	八戸市湊高台二 丁目四の六	北津軽郡板柳町 大字灰沼字岩井 七四の二	八戸市湊高台二 丁目四の六	青森市大字飛鳥 字岸田二の二	南津軽郡尾上町 大字猿賀字南田 一五の一	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	居宅療養 管理指導	通所リハ ビリテー ション	訪問リハ ビリテー ション	〃	〃	訪問看護	訪問入浴 介護	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所
吉永薬局	一真堂薬局 鳥屋部町店	田面木歯科 医院	八戸市平和病 院	医療法人八 戸厚生医院	常世外科胃 腸科	藤木内科医 院	ひまわり薬 局のわき店	老人保健施 設リハビリ 保養館	八戸市平和病 院	板柳中央病 院	八戸市平和病 院	齋藤医院	尾上町	名 称	居宅介護事業所
八戸市大字田 木字下田面木三	八戸市鳥屋部町 一の一四	八戸市大字田 木字上田面木五 の三三	八戸市湊高台二 丁目四の六	八戸市吹上一丁 目一の一の三二	八戸市小中野八 丁目八の三三	八戸市小中野一 丁目四の四八	青森市堤町二丁 目一〇の一	八戸市小中野一 丁目四の二二	八戸市湊高台二 丁目四の六	北津軽郡板柳町 大字灰沼字岩井 七四の二	八戸市湊高台二 丁目四の六	青森市大字飛鳥 字岸田二の二	南津軽郡尾上町 大字猿賀字南田 九六の三	所在地	居宅介護事業所
一三・三・三六	一三・九・三〇	一三・五・二	一三・二・二〇	一三・三・三〇	一三・一・二五	一三・二・一	一三・一・一九	一四・九・三三	一三・二・二〇	一三・二・一	一三・二・二〇	一三・九・三六	平成 一三・四・一	廃止 年月日	

株式会社一 真堂	九の一	八戸市大字売市 字観音下四の一	〃	一真堂薬局 売市店	八戸市売市三丁 目一の三〇	一三・一・二〇
齋藤義一	九の一	南津軽郡尾上町 大字日沼字樋田 の一	〃	齋藤医院出 張所	南津軽郡尾上町 大字日沼字樋田 の一	一三・三・三〇
板柳町	〃	北津軽郡板柳町 大字灰沼字岩井 七四の二	〃	板柳中央病 院	北津軽郡板柳町 大字灰沼字岩井 七四の二	一三・二・一
前田榮昭	〃	下北郡大畑町大 字大畑字庚申堂 一の一	〃	前田内科医 院	下北郡大畑町大 字大畑字庚申堂 一の一	一三・三・三三
医療法人杏 林会	九の一	八戸市小中野一 丁目四の二二	短期入所 療養介護	老人保健施 設リハビリ 保養館	八戸市小中野一 丁目四の二二	一四・九・三三

青森県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村 守 男

医療法人杏 林会	居宅介護支援事業者	老人保健施設 八ヒリ保養館	居宅介護支援事業所	八戸市小中野一 丁目四の二二	平成 一四・二・三〇
社団法人八 戸市医師会	主たる事務所の 所在地	八戸市医師会訪 問看護ステーション	居宅介護支援事業所	八戸市青葉二丁 目一七の四	一三・五・一
医療法人とき わ会	主たる事務所の 所在地	ときわ会病院	居宅介護支援事業所	南津軽郡常盤村 大字神字亀田二 の一	一三・六・三〇

碓ヶ関村	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関三笠山一〇七の	碓ヶ関村在宅介護支援センター	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関三笠山一二〇の	一三・三一
------	----------------------	----------------	----------------------	-------

青森県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

名称	老人保健施設リハビリ保養館	所在地	八戸市小中野二丁目四の二	施設の種類	介護老人保健施設	指定年月日	平成 一四・九・三
----	---------------	-----	--------------	-------	----------	-------	--------------

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

変更前	区分		居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地				
社会福祉法人森田村協議会	西津軽郡森田村大字森田月見野三二七の三	訪問介護	森田村ホームヘルプ事業所	西津軽郡森田村大字森田月見野三四〇の二	平成 一四・〇・一	

変更後	変更前	変更後
	”	
	”	
訪問入浴介護	森田村訪問入浴介護事業所	田村大字森田月見野三二七の三
西津軽郡森田村大字森田月見野三二七の三	西津軽郡森田村大字森田月見野三四〇の二	田村大字森田月見野三二七の三
”	”	”

青森県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人フオルダテ歯科	八戸市内丸三丁目九の九	フルダテ歯科	八戸市内丸三丁目九の九	平成 一四・二・三
有限会社八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目一の七	八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目一の七	平成 一四・三・七

青森県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

氏名	樋口 希明
住所	青森市造道二丁目九の二三
施術所の名称	ひぐち整骨院
施術所の所在地	青森市造道二丁目九の二三
指定年月日	平成十四・二・七

青森県告示第二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

名称又は氏名	有限会社ケア・ユニーク	主たる事務所の所在地又は住所	八戸市大字久保一七の二〇	居宅サービスの種類	痴呆対応 痴呆共生 痴呆共生 痴呆共生 痴呆共生	居宅サービス事業を行う事業所名称	リビング・ホームおおくぼ（グループホーム）	所在地	八戸市大字久保一七の五二一	指定年月日	平成十四・三・二〇
名称又は氏名	有限会社ひら岡	主たる事務所の所在地又は住所	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東山下の一	居宅サービスの種類	痴呆対応 痴呆共生 痴呆共生	居宅サービス事業を行う事業所名称	グループホームひら岡	所在地	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東山下の一	指定年月日	十四・三・二七
名称又は氏名	社会福祉法人つくし会	主たる事務所の所在地又は住所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	居宅サービスの種類	痴呆対応 痴呆共生 痴呆共生	居宅サービス事業を行う事業所名称	グループホーム百代ハース	所在地	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田一丁目今須八七の一	指定年月日	〃
名称又は氏名	社会福祉法人平成会	主たる事務所の所在地又は住所	八戸市湊高台二丁目三の一〇	居宅サービスの種類	特定施設 入所者生活 介護付有料	居宅サービス事業を行う事業所名称	老人ホームシーガル	所在地	八戸市湊高台二丁目三の一〇	指定年月日	〃
名称又は氏名	株式会社アイフセイパレ コーポレーション	主たる事務所の所在地又は住所	青森市大字滝沢一丁目下川原一四の一	居宅サービスの種類	痴呆対応 痴呆共生 痴呆共生	居宅サービス事業を行う事業所名称	グループホームとやま	所在地	青森市大字戸山三赤坂四六三の三	指定年月日	一五・一・七

青森県告示第二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

名称	有限会社ケア・ユニーク	主たる事務所の所在地	八戸市大字久保一七の二〇	居宅介護支援事業を行う事業所名称	リビング・ホームおおくぼ	所在地	八戸市大字久保一七の五二一	指定年月日	平成十四・三・二〇
----	-------------	------------	--------------	------------------	--------------	-----	---------------	-------	-----------

青森県告示第二十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

一 保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字山口字小沢一六の二二（次の図に示す部分に限る。）、一五の一、一五の一六、一五の一七、九七の八から九七の一〇まで、九九

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

登録番号	年登月日録	氏名又は名称	住 所	種 穂	生産事業の内容	名 称	所 在 地
二七六	平成 一五 一八	種澤達也	中津軽郡相馬村大字黒滝字一ノ瀬五三の九	苗	苗木の育成	種澤苗畑	中津軽郡相馬村大字黒滝
				木	幼苗以外の苗木の育成		

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を平成十五年一月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、来満地区の県営土地改良事業（高生産性大区画ほ場整備事業（低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年一月二十日から同年二月十七日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、杭止堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十

七項の規定により公告する。

平成十五年一月十七日

中南地方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	対馬 允	中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田八 四の一	平成一四・三・一就任
"	佐々木 隆	" 大字如来瀬字種本六 一の一	"
"	渋谷 栄悦	" 大字兼平字猿沢一三 の八	"
"	本間 良夫	" 大字植田字山下一〇 三の一	"
"	前田 耕作	" 大字鼻和字岩井二一 五の二	"
"	小島 守彦	弘前市大字富栄字笹崎二四の二 弘前市大字富栄字笹崎二四の二	"
"	成田 義昭	" 大字八幡字古喜田二 の二	"
"	前田 耕作	" 大字鼻和字岩井二一 五の二	"
"	本間 良夫	" 大字植田字山下一〇 三の一	"
"	渋谷 栄悦	" 字猿沢一三 の八	"
"	成田 彦義	" 大字兼平字林元三〇 の二	"
"	三上 了	" 大字鳥井野字宮本三 四の三	"
"	佐々木 隆	" 大字如来瀬字種本六 一の一	"
理 事	対馬 允	中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田八 四の一	一四・二・三退任
"	藤田 征男	弘前市大字独狐字松ヶ沢六三の三 四の一	"
"	神 武雄	" 大字鼻和字岩井一〇 四の一	"
監 事	対馬 敏彦	中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田一 四〇	"
"	工藤 豊次	" 大字前坂字箱崎七の一 大字前坂字箱崎七の一	"
"	鳴海 清彦	" 大字蒔苗字福岡一一 大字蒔苗字福岡一一	"
"	小島 守彦	弘前市大字富栄字笹崎二四の二 弘前市大字富栄字笹崎二四の二	"

監 事	佐藤 勝男	" 字浅井名三三七の二 " 大字蒔苗字堤田二二の一 " 大字前坂字箱崎七の一	"
"	神 武雄	中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田一 四〇 四の一	"
"	久保田 貢	弘前市大字富栄字笹崎一九二 弘前市大字富栄字笹崎一九二	"

土地改良区の役員  
の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員  
の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年一月十七日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	坂下 敏	三戸郡田子町大字相米字細野四五	平成一四・三・二

教 育 委 員 会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年一月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十一年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中、「総括副参事、県立学校課特別支援教育室長、文化財保護課三内丸山遺跡対策室長、埋蔵文化財調査センター次長、副参事、建築指導監及びスポーツ振興推進監」を「及び総括副参事」に改め、「図書館の図書館活動推進監」及び「郷土館の課長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月十七日

青森県公安委員会委員長 榑 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRマリンワールドM	株式会社藤商事
"	CRマリンワールドW	"
"	CRマリンワールドR	"
"	CRおいつ 鬼太郎E	"

"	回胴式遊技機	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
アウトロー	ヴェガMAX	CRファイバー花月FXW	CRファイバー花月MX	CRファイバー花月FX	CRクロコダイリンディーム	CR恐竜大陸GS	CR恐竜大陸G	CR恐竜大陸GR	CR・バットマンYS	CR・バットマンYJ	CR・バットマンX	CRメリーといっしょM5	CRメリーといっしょM3	CRメリーといっしょM2	CRメリーといっしょL7
株式会社エレコ	ナコル株式会社	"	"	株式会社三共	株式会社ニユーギン	"	"	株式会社ソフィア	"	"	株式会社平和	"	"	"	株式会社三洋物産

青 森 県	青森市長島二丁目一番一 号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭